

労務トピック

◆ 障害者法定雇用率が平成30年4月1日から引き上げられました

～精神障害者も対象に～

■ 企業などに一定割合の障害者雇用を義務付ける法定雇用率が、平成30年4月1日から引き上げられました。

事業主区分	現行（平成30年3月迄）	平成30年4月1日以後
民間企業	2.0% →	2.2%
国、地方公共団体	2.3% →	2.5%
都道府県教育委員会	2.2% →	2.4%

■ また、障害者雇用義務の対象に精神障害者も加えられました。今までは身体障害者と知的障害者のみ対象

■ ご注意ください点は対象事業主の範囲が拡大されそれまで従業員数50人以上であったものが従業員数45.5人以上に広がったことです。

■ 毎年6月1日時点の「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所への提出



母子草 ハハコグサ(キク科)

■ 「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

■ 「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

■ 平成33年4月までには更に0.1%引き上げられます。

■ 障害者雇用納付金の取扱いも改正された雇用率で算定することになります。（31年4月から同年5月15日まで）

■ 障害者雇用支援制度による各種助成金の有効活用

■ 障害者は各種分野で雇用され、活躍しています。 「共生社会」の実現へ
